

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

人口構造について、世帯人口年別統計によると本市の人口推移は平成 25 年から平成 30 年にかけて 5,271 人の減少となっています。また、65 歳以上の人口比率は全体の 38%となっています。本市において足許の急速な人口減少や少子高齢化が喫緊の課題となっています。

産業構造について、本市は海、山、里が揃う自然の豊かな地域だけに、農林水産業が盛んです。また、豊かな自然を背景に造船や水産加工業などの臨海型の産業に加えて、医療機器などの内陸型の製造企業も立地しており、市全体の製造品出荷額は 900 億円前後で推移しています。

商業の現状として佐伯インターチェンジ周辺などの郊外に大規模店舗が相次ぎ出店する一方で、中心部の商店街は廃業・規模縮小による閉店が目立っています。市全体の商品販売額が減少傾向にあり、地域商業者の置かれた状況は厳しくなっています。

人口減少や少子高齢化が進行する中、中小企業・小規模事業者はこれまでにない経営環境の変化に直面しており、所有している設備は特に老朽化が進み、生産性向上に向けた足枷となっています。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、後継者不足等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることで、事業者自身の労働生産性を飛躍的に向上させることを目標とします。これを実現するための目標として、計画期間中に 60 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

#### (3) 労働生産性に関する目標

新たな先端設備の導入により、より多くの生産に対応し売上を増加させ、製品の幅を広げることから積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、付加価値の増加を図ります。労働者の技能や熟練度を高め、効率的で効果的な労働投下により、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）を年平均 3%以上向上させることを目標とします。

## 2 先端設備等の種類

本計画の対象となる先端設備等の種類は、経済産業省関連生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間・4年間・5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

以下の項目に該当する先端設備等導入計画は認定しない。

### (1) 人員削減を目的とした先端設備等の導入

### (2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる取組

### (3) 国の導入促進指針および本計画に適合しない取組